

随意契約によることとした理由

1 業務名

共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務

2 業務概要

広島は全国有数の「バスの街」として知られており、市内の乗合バス事業者は11社にもものぼる。これまで乗合バス事業は、人口増加、経済成長のトレンドの中、需要に追従して利益を上げてきたが、各事業者の採算性や競争原理を優先した部分最適化により事業が展開されてきたことや、事業者間及び官民の連携が不足していたことから、事業者の枠を超えた利便増進の取組は一部の取組に留まっていた。

こうした中、人口減少やモータリゼーションの進展といった従前からある社会構造の変化に加え、コロナ禍に伴う輸送需要の大幅な減少等に直面し、これまでどおり事業者の経営努力だけで事業を存続させることは極めて困難な状況となっている。

このため、本市では、官民が一体となって「競争」から「協調」へと舵を切り、持続可能で利便性の高い乗合バス事業へと再構築するための新たな連携体制（共同運営システム）を令和6年度から構築しようとしており、本業務はその構築に向けた検討支援を行うものである。

3 契約の相手方

(1) 所在地

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

(2) 商号又は名称

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

4 随意契約の根拠規定

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 随意契約によることとした理由

本業務は、官民共創による乗合バス事業の共同運営システム構築に向けた検討支援を行うものであり、その実施にあたっては、民間事業である乗合バス事業を始めとした公共交通全般に係る知識や企業経営など多方面にわたる専門性が必要となることから、落札額により事業者を選定する一般競争入札ではなく、業務の履行能力等を評価し、最も優れた事業者を選定する公募型プロポーザル方式を採用した。

本プロポーザルでは2者から提案書が提出され、「共創による乗合バス事業の共同運営システム構築検討支援業務プロポーザル審査委員会」において審査した結果、当該業者を受託候補者として特定した。

プロポーザル方式にて選定した相手方と締結する委託契約については、上記4の規定に該当するため、随意契約を行うものである。